

地方創生のための大都市圏への学生集中是正方策について

1. 基本的考え方

- 本来、各大学においては、適切な教育環境を確保するため、学生定員に対する在籍学生数の割合（「定員充足率」）を 1.0 とすることが原則として求められる。しかし、現状としては全国で約 4 万 5 千人の入学定員超過が生じているところ（平成 26 年度の私立大学の状況）、そのうち約 8 割（約 3 万 6 千人）が三大都市圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県の 8 都府県）に集中。特に、収容定員 4,000 人以上の大・中規模大学において三大都市圏への集中が約 9 割（全国約 3 万 1 千人のうち三大都市圏に約 2 万 7 千人）と顕著。
- 昨年末に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、こうした大都市圏への学生集中を是正するため、大都市圏の大学等における入学定員超過の適正化に向けた資源配分の在り方等に関する検討を行うことを明記。これらを踏まえ、地方創生の観点から、大学進学時における大都市圏への学生集中を抑制するため、主として大・中規模の大学を対象に、以下の方策を実施。

【参考】「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（平成 26 年 12 月閣議決定）より

「・・・大都市圏、なかんずく東京圏への学生集中の現状に鑑み、大都市圏、なかんずく東京圏の大学等における入学定員超過の適正化について資源配分の在り方等を検討し、成案を得る。」

2. 具体的方策（案）

（1）私立大学等経常費補助金における措置

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に私学助成を全額不交付とする基準を厳格化（①）するとともに、入学定員充足率が 1.0 倍を超える場合に超過入学者数に応じた学生経費相当額を減額する措置を導入（②）することを、平成 31 年度までの 4 年間で段階的に実施。

大学規模 入学定員充足率		大規模大学 (収容定員 8,000 人以上)	中規模大学 (収容定員 4,000 人以上、 8,000 人未満)	小規模大学 (収容定員 4,000 人未 満)
		現行	全額不交付	1.2 倍以上
強化策 (案)	①全額不交付 (平成 30 年度までに 段階的に厳格化)	<u>1.1 倍以上</u>	<u>1.2 倍以上</u>	1.3 倍以上
	②学生超過分減額 (平成 31 年度に措置)	<u>1.0 倍超</u>	<u>1.0 倍超</u>	<u>1.0 倍超</u>

※ なお、各大学が積極的に入学定員充足率を 1.0 倍とすることを促すため、上記の措置に加え、入学定員充足率を 0.95～1.0 倍とした場合に私学助成を上乘せするインセンティブ措置を新たに導入（平成 31 年度に措置）。

(2) 大学等設置認可における措置

- 既設学部等の入学定員充足率（修業年限4年の場合、開設前年度から過去4年間の平均値）が一定の基準を超える公私立大学による新たな学部等の設置認可申請を認可しないこととする取り扱いに関し、基準の厳格化を図る（平成31年度開設申請分までに段階的に措置）。

大学規模 学部規模 入学定員充足率	大・中規模大学 (収容定員 4,000人以上)			小規模大学 (収容定員 4,000人未満)
	大規模学部 (学部入学定員 300人以上)	中規模学部 (学部入学定員 100人~300人未満)	小規模学部 (学部入学定員 100人未満)	
現行	1.3倍以上			
強化策(案)	<u>1.05倍以上</u>	<u>1.1倍以上</u>	<u>1.15倍以上</u>	

(3) 国立大学に対する措置

- 入学定員充足率が一定の基準を超えた場合に当該基準を超過する入学者数分の学生納付金相当額を国庫返納させる基準を厳格化(①)するとともに、入学定員充足率が1.0倍を超える場合に超過入学者数に応じた教育費相当額を国庫返納させる措置を導入(②)することを、平成31年度までの4年間で段階的に実施。

入学定員充足率		学部規模	大規模学部 (学部入学定員 300人超)	中規模学部 (学部入学定員 100人超 300人以下)	小規模学部 (学部入学定員 100人以下)
		学生納付金相当額の国庫返納	1.1倍以上		1.2倍以上
強化策(案)	①学生納付金相当額(平成30年度までに段階的に厳格化)		<u>1.05倍以上</u>	1.1倍以上	<u>1.15倍以上</u>
	②超過入学者数分の教育費相当額(平成31年度に措置)		<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>	<u>1.0倍超</u>

3. 具体的方策(案)による効果

- これらの具体的方策による大都市圏への学生集中抑制の効果について、平成26年度の入学状況の実績に当てはめて試算すると、例えば、私学助成の全額不交付基準の厳格化(2.(1)①)により抑制される定員超過学生(約1万6千人)のうち、三大都市圏において約1万4千人(88.6%)、東京圏において約1万1千人(65.7%)の超過入学者が抑制されることが見込まれる。

以上